

2020年4月1日改正

一般社団法人 日本照明工業会

JIL 5002 : 2018 改正

埋込み形照明器具

Recessed luminaries

改正追補

附属書 A (規定) の S 形埋込み形照明器具の表示マークの規定に附属書 A 附則 (別紙 1) を追加し、改正する。

この改正追補は、2020 年 4 月 1 日より適用する。

<p>一般社団法人 日本照明工業会 規格 JIL 5002 「埋込み形照明器具」</p> <p>制 定 : 1987 年 11 月 16 日</p> <p>改 正 : 2018 年 9 月 6 日</p> <p>改正追補 : 2020 年 4 月 1 日</p> <p>承認機関 : 埋込み形照明器具自主評定委員会 (委員長 荒木 慶和)</p> <p>立案機関 : 埋込み形照明器具基準作成小委員会 (主査 奥代 茂樹)</p>	<p>発行日 2020 年 4 月 1 日</p> <p>発 行 一般社団法人 日本照明工業会 東京都台東区台東 4 - 11 - 4 (三井住友銀行御徒町ビル 8F)</p> <p>電話 (03) 6803 - 0501</p> <p>禁 無断複写、転載</p>
---	---

附属書 A

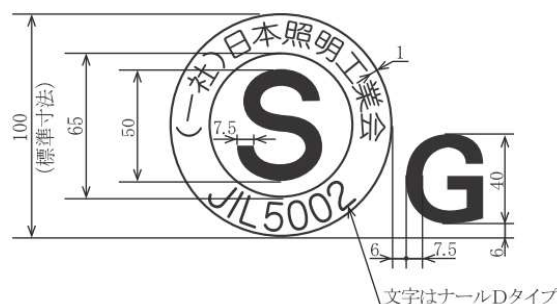
(規定)

S 形埋込み形照明器具の表示マーク

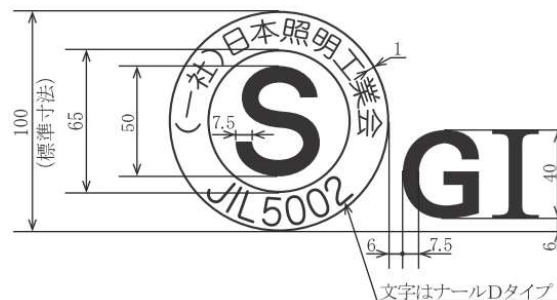
表示マークの表示条件、形状及び寸法は、この附属書によるほか、附則による。

- a) 器具を取り付けた際に見える部分に表示する。やむを得ない場合はカバーを取り外した場合に見える部分に表示する。
- b) 各部の寸法は、外円直径を基準 100 としたとき次の比率とする。

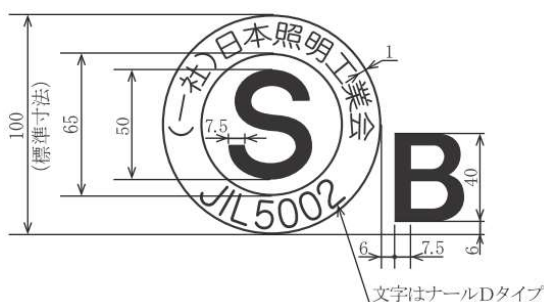
1) S_G 形器具の表示マーク



2) S_{GI} 形器具の表示マーク



3) S_B 形器具の表示マーク



- c) マークの最小寸法は、図中の 100 と示した部分が 12 mm 以上とする。ただし、表示可能な面積が小さい場合には最小寸法を 8.5 mm までとする。
- d) マークの地及びシンボル、文字の色は、対比が明確なものとする。

注記 マークと他の表示を近接して表示してもよい。

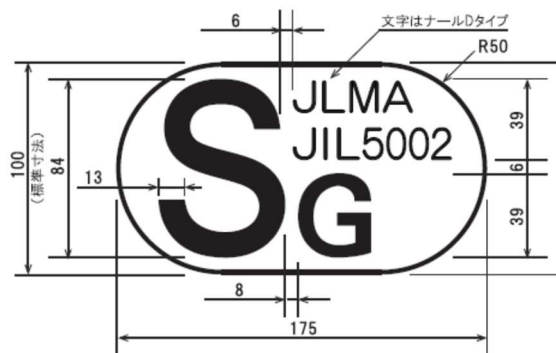
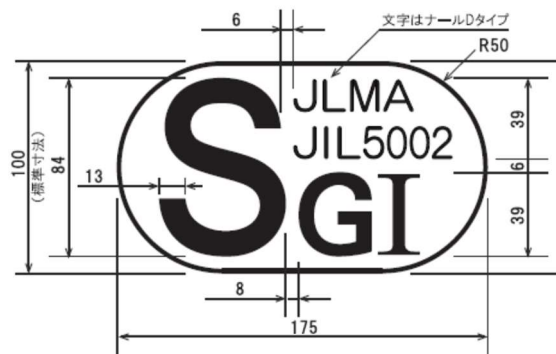
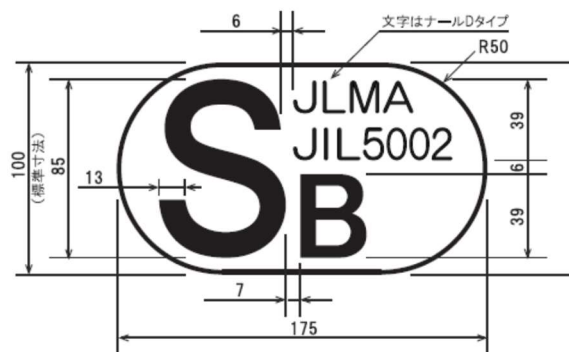
附属書 A 附則

(規定)

S 形埋込み形照明器具の表示マーク

表示マークの表示条件、形状及び寸法は、次による。

- a) 器具の枠幅が 8.5 mm 以下の器具で、附属書 A に規定する表示マークの表示が困難で、かつ枠以外に表示する手段を持たない場合に限り、本マークを表示できる。なお、本マークと他の表示を近接して表示してもよい。
- b) マークの高さ最小寸法は、図中の 100 と示した部分が 6 mm とし、各部の寸法は、高さを基準 100 としたとき次の比率とする。

1) S_G 形器具の表示マーク2) S_{GI} 形器具の表示マーク3) S_B 形器具の表示マーク

- c) マークの地及びシンボル、文字の色は、対比が明確であること。